

西宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤 岡 謙 一

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表学校教育部の項中「学校保健安全課」を「児童生徒支援課」に改める。

第 5 条第 3 項の表学校保健安全課の項を次のように改める。

児童生徒支援課	児童生徒支援課における予算経理及びその他庶務
---------	------------------------

第 1 3 条第 4 項中第 1 9 号を削り、第 2 0 号を第 1 9 号とし、第 2 1 号を第 2 0 号とし、第 2 2 号を第 2 1 号とする。

第 1 4 条第 3 項中「学校保健安全課」を「児童生徒支援課」に、同項第 2 号を次のように改める。

（2） 学校保健及び学校安全に関すること。

第 1 4 条第 3 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「就園就学時、」を削り、同号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

（1 2） 青少年の進路指導に関すること。

第 1 4 条第 3 項中第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 学びの多様化学校の設置に関すること。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会事務局処務規則（新旧対照表）

3

新（改正案）	旧（現行）																				
【略】 （組織） 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。 <table><tr><td>部等</td><td>課</td></tr></table> （略） <table><tr><td>学校教育部</td><td>学校教育課</td></tr><tr><td></td><td>児童生徒支援課</td></tr><tr><td></td><td>特別支援教育課</td></tr></table> 【略】 （総括課） 第5条 教育委員会における企画及び調整、予算、決算、予算経理、その他庶務並びに教育委員会内の連絡調整（以下「総括事務」という。）を総括して行う課（以下「総括課」という。）を置く。 2 前項の総括課は、教育総務課とする。 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる事務については、左欄の課において行うものとする。 <table><tr><td>課</td><td>事務</td></tr></table>	部等	課	学校教育部	学校教育課		児童生徒支援課		特別支援教育課	課	事務	【略】 （組織） 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。 <table><tr><td>部等</td><td>課</td></tr></table> （略） <table><tr><td>学校教育部</td><td>学校教育課</td></tr><tr><td></td><td>学校保健安全課</td></tr><tr><td></td><td>特別支援教育課</td></tr></table> 【略】 （総括課） 第5条 教育委員会における企画及び調整、予算、決算、予算経理、その他庶務並びに教育委員会内の連絡調整（以下「総括事務」という。）を総括して行う課（以下「総括課」という。）を置く。 2 前項の総括課は、教育総務課とする。 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる事務については、左欄の課において行うものとする。 <table><tr><td>課</td><td>事務</td></tr></table>	部等	課	学校教育部	学校教育課		学校保健安全課		特別支援教育課	課	事務
部等	課																				
学校教育部	学校教育課																				
	児童生徒支援課																				
	特別支援教育課																				
課	事務																				
部等	課																				
学校教育部	学校教育課																				
	学校保健安全課																				
	特別支援教育課																				
課	事務																				

新（改正案）	旧（現行）												
（略） <table> <tr> <td>学校教育課</td><td>学校教育課における予算経理及びその他庶務</td></tr> <tr> <td>児童生徒支援課</td><td>児童生徒支援課における予算経理及びその他庶務</td></tr> <tr> <td>特別支援教育課</td><td>特別支援教育課における予算経理及びその他庶務</td></tr> </table> （略） 【略】 （学校支援部） 第 1 3 条 学校支援部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。 【略】 4 学事課 - 学事課における予算経理及びその他庶務に関すること。 - 学級編制に関すること。 - 児童生徒の就学、入学、進級、卒業等に関すること。 - 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与に関すること。 - 授業料等の賦課徴収及び減額免除に関すること。 - 就学奨励に関すること。 - 奨学金の給付・貸付等に関すること。 - 奨学基金の管理に関すること。 - 教育事務等の委託及び受託に関すること。 - 学校園徴収金及び学校園経由支給金の規程等に関すること。 - 幼児の就園、入園、進級及び卒園等に関すること。	学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務	児童生徒支援課	児童生徒支援課における予算経理及びその他庶務	特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務	（略） <table> <tr> <td>学校教育課</td><td>学校教育課における予算経理及びその他庶務</td></tr> <tr> <td>学校保健安全課</td><td>学校保健安全課における予算経理及びその他庶務</td></tr> <tr> <td>特別支援教育課</td><td>特別支援教育課における予算経理及びその他庶務</td></tr> </table> （略） 【略】 （学校支援部） 第 1 3 条 学校支援部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。 【略】 4 学事課 - 学事課における予算経理及びその他庶務に関すること。 - 学級編制に関すること。 - 児童生徒の就学、入学、進級、卒業等に関すること。 - 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与に関すること。 - 授業料等の賦課徴収及び減額免除に関すること。 - 就学奨励に関すること。 - 奨学金の給付・貸付等に関すること。 - 奨学基金の管理に関すること。 - 教育事務等の委託及び受託に関すること。 - 学校園徴収金及び学校園経由支給金の規程等に関すること。 - 幼児の就園、入園、進級及び卒園等に関すること。	学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務	学校保健安全課	学校保健安全課における予算経理及びその他庶務	特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務												
児童生徒支援課	児童生徒支援課における予算経理及びその他庶務												
特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務												
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務												
学校保健安全課	学校保健安全課における予算経理及びその他庶務												
特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務												

新（改正案）	旧（現行）
(12) 保育料等の賦課徴収及び減額免除に関すること。 (13) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関すること（他課に属するものを除く。）。 (14) 学校教育施策の総合的調整に関すること。 (15) 学校教育の特定課題に係る総合的企画、調整及び教育関係調査に関すること。 (16) 学校園の設置及び廃止に関すること。 (17) 通学区域の設定及び調整に関すること。 (18) 児童生徒数等の推計に関すること（他課に属するものを除く。）。 <u>削除</u> <u>(19)</u> 小中一貫校化に向けた企画、調整及び整備に関すること（他課に属するものを除く。）。 <u>(20)</u> 幼稚園の跡地活用等に関すること。 <u>(21)</u> 通学路に関すること。 （学校教育部） 第14条 学校教育部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。 【略】 3 <u>児童生徒支援課</u> (1) <u>児童生徒支援</u>課における予算経理及びその他庶務に関すること。 <u>(2) 学校保健及び学校安全に関すること。</u> <u>削除</u> <u>(3) 幼児児童生徒及び教育職員の健康診断に関すること。</u> <u>(4)</u> 学校園の環境衛生管理及び感染症の予防に関すること。	(12) 保育料等の賦課徴収及び減額免除に関すること。 (13) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関すること（他課に属するものを除く。）。 (14) 学校教育施策の総合的調整に関すること。 (15) 学校教育の特定課題に係る総合的企画、調整及び教育関係調査に関すること。 (16) 学校園の設置及び廃止に関すること。 (17) 通学区域の設定及び調整に関すること。 (18) 児童生徒数等の推計に関すること（他課に属するものを除く。）。 <u>(19) 西宮市幼児教育・保育ビジョンに関すること。</u> (20) 小中一貫校化に向けた企画、調整及び整備に関すること（他課に属するものを除く。）。 (21) 幼稚園の跡地活用等に関すること。 (22) 通学路に関すること。 （学校教育部） 第14条 学校教育部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。 【略】 3 <u>学校保健安全課</u> (1) <u>学校保健安全</u>課における予算経理及びその他庶務に関すること。 <u>(2) 学校保健計画及び学校安全計画の立案並びに調査研究に関すること。</u> <u>(3) 学校保健及び学校安全の指導助言及び研修並びに統計に関すること。</u> <u>(4) 就園就学時、</u>幼児児童生徒及び教育職員の健康診断に関すること。 <u>(5)</u> 学校園の環境衛生管理及び感染症の予防に関すること。

新（改正案）	旧（現行）
<u>(5)</u> 学校事故、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び学校災害賠償責任保険等に関する事。 <u>(6)</u> 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 <u>(7)</u> 医師会、保健所その他関係機関、団体との連絡調整に関する事。 <u>(8)</u> 養護教諭実習に関する事。 <u>(9)</u> 生徒指導に関する事。 <u>(10)</u> 学校問題解決支援に関する事。 <u>(11)</u> 青少年の補導に関する事。 <u>(12)</u> <u>青少年の進路指導に関する事。</u> (13) 不登校に関する事。 <u>(14)</u> <u>学びの多様化学校の設置に関する事。</u> <u>(15)</u> こども未来センターとの連携に関する事（他課に属するものを除く。）。 【略】	<u>(6)</u> 学校事故、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び学校災害賠償責任保険等に関する事。 <u>(7)</u> 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 <u>(8)</u> 医師会、保健所その他関係機関、団体との連絡調整に関する事。 <u>(9)</u> 養護教諭実習に関する事。 <u>(10)</u> 生徒指導に関する事。 <u>(11)</u> 学校問題解決支援に関する事。 <u>(12)</u> 青少年の補導に関する事。 （新規） (13) 不登校に関する事。 （新規） <u>(14)</u> こども未来センターとの連携に関する事（他課に属するものを除く。）。 【略】

令和7年度 教育委員会組織改正図

(行政順) ○事務局 → ●教育機関の順

令和6年度		
教育次長（行政）	参与（人事担当）	
	教育総括室	○教育総務課
		○教育人事課
		○教育職員課
		○学校管理課 担当課長（施設整備）
		○学校給食課 担当課長（収納）
【共同所管】 教育次長（行政・教育）	参与（学校改革担当）（併）	
	学校支援部	参事（社会教育担当）（併）
		○地域学校協働課 担当課長（放課後事業） 担当課長（育成センター推進）（併）
		○青少年育成課
		○学事課 <u>担当課長（幼保連携）</u> <u>担当課長（企画）</u>
教育次長（教育）	参与（GIGAスクール担当）（併）	
	<u>〔新設〕</u>	
	学校教育部	参事（人権教育担当）（併）
		参事（地域文化活動担当）（併）
		参事（地域スポーツ担当）（併）
		○学校教育課 担当課長（部活動地域移行推進） <u>〔新設〕</u>
		○学校保健安全課 <u>〔新設〕</u> 担当課長（教育支援）
		○特別支援教育課
		●教育研修課 担当課長（学校情報化推進） 担当課長（GIGAスクール）（併）
教育機関	学校	●西宮高等学校
		●西宮東高等学校

(行政順) ○事務局 → ●教育機関の順

令和7年度		
教育次長（行政）	参与（人事担当）	
	教育総括室	○教育総務課
		○教育人事課
		○教育職員課
		○学校管理課 担当課長（施設整備）
		○学校給食課 担当課長（収納）
【共同所管】 教育次長（行政・教育）	<u>〔廃止〕</u>	
	学校支援部	参事（社会教育担当）（併）
		○地域学校協働課 担当課長（放課後事業） 担当課長（育成センター推進）（併）
		○青少年育成課
		○学事課 <u>〔廃止〕</u> <u>担当課長（教育企画）</u>
教育次長（教育）	参与（GIGAスクール担当）（併）	
	参与（部活動地域移行担当）（併）	
	学校教育部	参事（人権教育担当）（併）
		参事（地域文化活動担当）（併）
		参事（地域スポーツ担当）（併）
		○学校教育課 担当課長（部活動地域移行推進） <u>担当課長（幼児教育）</u>
		○ <u>児童生徒支援課</u> <u>担当課長（学校保健）</u> 担当課長（教育支援）
		○特別支援教育課
		●教育研修課 担当課長（学校情報化推進） 担当課長（GIGAスクール）（併）
教育機関	学校	●西宮高等学校
		●西宮東高等学校